

太田市個別予防接種助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市規則第 5 9 号

太田市個別予防接種助成金交付規則の一部を改正する規則
太田市個別予防接種助成金交付規則（平成 1 7 年太田市規則第 1 5
4 号）の一部を次のように改正する。

「
第 3 条第 1 項の表中

麻しん風しん混合 2 期	1 1, 0 2 2 円
--------------	--------------

を
「

麻しん風しん混合 2 期	1 1, 0 2 2 円
風しん 5 期	6, 5 7 8 円
麻しん風しん混合 5 期	1 0, 1 9 7 円

」

に改め、同表に次のように加える。

带状疱疹	(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 4, 8 6 0 円 (生活保護等を受けている世帯に属する者が予防接種を受けた場合にあつては、8, 8 6 0 円) (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 1 0, 0 6 0 円 (生活保護等を受けている世帯に属する者が予防接種を受けた場合にあつては、2 2, 0 6 0 円)
------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の太田市個別予防接種助成金交付規則第 3 条第 1 項の表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける予防接種について適用し、同日前に受けた予防接種については、なお従前の例による。